

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一八（採用試験）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年五月三十日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則八―一八―三七

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一八（採用試験）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(採用試験の種類ごとの名称)

第三条 (略)

2 (略)

3 専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）で
ある採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一・二 (略)

二の二 対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第

二条第三項第一号イに規定する者に対して行

う採用試験 刑務官採用試験（大卒程度試

(採用試験の種類ごとの名称)

第三条 (略)

2 (略)

3 専門職試験（法第四十五条の二第二項第三号に規定する専門職試験をいう。以下同じ。）で
ある採用試験の種類ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

一・二 (略)

(新設)

験)

三 対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第一号ロに規定する者に対して行う採用試験 刑務官採用試験（高卒程度試験）

四〇十七 （略）

4 （略）

別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官

職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
(略)	(略)	(略)

三 対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職を対象とし、対象官職等政令第二条第三項第三号に規定する者に対して行う採用試験 刑務官採用試験

四〇十七 （略）

4 （略）

別表第一 区分試験及び区分試験の対象となる官

職（第四条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
(略)	(略)	(略)

		刑務官採用 試験（大卒 程度試験）
刑務B		刑務A
二 対象官職等政 令第一条第二項	と する こと を 職 務 と す る 官 職	一 対象官職等政 令第一条第二項 第二号に規定す る官職のうち、 主として刑事施 設における男子 の被収容者の処 遇に係る看守部 長の業務に従事 することを職務 とする官職

		刑務官採用 試験
刑務B （社会 人）	刑務B	刑務A （社会 人）
二 対象官職等政 令第一条第二項 第二号に規定す	と する 官 職	一 対象官職等政 令第一条第二項 第二号に規定す る官職のうち、 主として刑事施 設における男子 の被収容者の処 遇の業務に従事 することを職務 とする官職

刑務官採用	試験（高卒 程度試験）		
刑務 A	刑務 A（社会 人）		
一 対象官職等政 令第一条第二項	第二号に規定す る官職のうち、	第二号に規定す る官職のうち、 主として刑事施 設における女子 の被收容者の処 遇に係る看守部 長の業務に従事 することを職務 とする官職	

刑務 A（武 道）			
三 対象官職等政 令第一条第二項	第二号に規定す る官職のうち、 主として刑事施 設における男子	第二号に規定す る官職のうち、 主として刑事施 設における女子 の被收容者の処 遇の業務に従事 することを職務 とする官職	

	刑務 B	刑務 B (社会人)
主として刑事施設における男子の被収容者の処遇に係る看守の業務に従事することを職務とする官職	二 対象官職等政	令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子

	刑務 B (武道)	
の被収容者の警備の業務に従事することを職務とする官職	四 対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における女子の被収容者の警備の業務に従事することを職務	

	道)
<p>の被収容者の処遇に係る看守の業務に従事することを職務とする官職</p>	<p>刑務A（武三）対象官職等政令第一条第二項第二号に規定する官職のうち、主として刑事施設における男子の被収容者の警備に係る看守の</p>

とする官職

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

刑務官採用	刑務官採用 試験（大卒 程度試験）	(略)	(略)	採用試験の 種類ごとの 名称	(略)	(略)	る官職
刑務A	刑務A	(略)	(略)	採用試験の 区分試験	(略)	(略)	
基礎能力試験、 体力検査	基礎能力試験、 課題論文試験、人 物試験、身体検 査、身体測定及び 体力検査	(略)	(略)	試験種目	(略)	(略)	

別表第二 採用試験の試験種目（第六条関係）

刑務官採用 試験	刑務官採用 試験	(略)	(略)	採用試験の 種類ごとの 名称	(略)	(略)	る官職
刑務A 人)	刑務A 人)	(略)	(略)	採用試験の 区分試験	(略)	(略)	
刑務B （社会 査	刑務B （社会 査 人) 体測定及び体力検	(略)	(略)	試験種目	(略)	(略)	
基礎能力試験、 作文試験、人物試	基礎能力試験、 作文試験、人物試 験、身体検査、身	(略)	(略)		(略)	(略)	

種類ごとの 名称	(略)	刑務官採用 試験（大卒 程度試験）
	(略)	刑務A
	(略)	一 次に掲げる者 イ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二 十一歳以上三 十歳未満の男 子 ロ 試験年度の 四月一日にお ける年齢が二

種類ごとの 名称	(略)	刑務官採用 試験
	(略)	刑務A 刑務A（武 道）
	(略)	一 試験年度の四 月一日における 年齢が十七歳以 上二十九歳未満 の男子 二 試験年度の四 月一日における 年齢が十七歳以 上二十九歳未満 の女子

十一歳未満の
 男子で次に掲
 げるもの
 (1) 大学を卒
 業した者及
 び試験年度
 の三月まで
 に大学を卒
 業する見込
 みの者並び
 に人事院が
 これらの者
 と同等の資

刑務 A (社会 人)	三 試験年度の四 月一日における 年齢が四十歳未 満の男子(第一 号に規定する受 験資格を有しな くなつた者に限 る。)
刑務 B (社会 人)	四 試験年度の四 月一日における 年齢が四十歳未 満の女子(第二 号に規定する受

格があると
認める者

(2) 短期大学
又は高等専
門学校を卒
業した者及
び試験年度
の三月まで
に短期大学
又は高等専
門学校を卒
業する見込
みの者並び

験資格を有しな
くなつた者に限
る。）

四月一日にお
ける年齢が二
十一歳未満の
女子で次に掲
げるもの
(1) 大学を卒
業した者及
び試験年度
の三月まで
に大学を卒
業する見込
みの者並び
に人事院が

これらの者
と同等の資
格があると
認める者

(2) 短期大学
又は高等専
門学校を卒
業した者及
び試験年度
の三月まで
に短期大学
又は高等専
門学校を卒

		刑務官採用		
		試験（高卒		
		程度試験）		
刑務B		刑務A	刑務A	
		（武		
		道）		
二 試験年度の四	の男子	年齢が十七歳以	一 試験年度の四	業する見込
	上二十九歳未満	月一日における		みの者並び
				に人事院が
				これらの者
				と同等の資
				格があると
				認める者

刑務 B (社会	人	刑務 A (社会	道) 刑務 B (武 月一日における
四 試験年度の四	三 試験年度の四 月一日における 年齢が四十歳未 満の男子(第一 号に規定する受 験資格を有しな くなった者に限 る。)	の女子 上二十九歳未満 年齢が十七歳以	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十二月一日から施行する。ただし、第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

(略)	
(略)	人
(略)	月一日における 年齢が四十歳未 満の女子（第二 号に規定する受 験資格を有しな くなった者に限 る。）
(略)	
(略)	
(略)	

2 任命権者は、令和七年十二月一日以降、この規則の施行前に規則八―一八第十九条の規定に基づき告知された採用試験の結果に基づいて作成されたこの規則による改正前の規則八―一八別表第一刑務官採用試験の項に掲げる各区分試験に係る法第五十条に規定する採用候補者名簿に記載された者の中から、なお従前の例により職員を採用することができる。

(準備行為)

3 人事院及び試験機関は、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の規則八―一八第三条第三項第二号の二及び第三号の採用試験の実施に必要な準備行為をすることができる。